3月 保健センターからのお知らせ

会場・問い合わせ　保健センター（健康推進課）☎385－2111・385－5045（保健センター直通）

予防接種

3月の三種混合Ⅰ期初回①より、対象年齢が変更（11か月⇒7か月）になり、今までより早く接種が受けられる事になりました。見落としのないように受けてください。

■三種混合（Ⅰ期初回）
3月5日（金）
午後1時30分～2時30分
対象…9年11月～10年7月生

■三種混合（Ⅰ期初回）
4月1日（木）
午後1時30分～2時30分
対象…9年11月～10年7月生

育児相談

3月16日（火）
午前9時30分～11時
子育ての悩みを一人で抱えこまず、保健婦等と話し合いましょう。

療育相談

場所は横越児童館
3月5日（金）午前10時～11時
相談員が言葉や発達の遅れ等について相談に応じます。

乳幼児健診

■幼児歯科健診　3月9日（火）
午後1時～1時20分（受付）
対象…6年9月/7年3月・9月／8年9月／9年3月生

■乳児健診　3月15日（月）
午後1時～1時30分（受付）
対象…10年3月・8月・12月生

■3歳児健診　3月17日（水）
午後1時～1時30分（受付）
対象…8年2月・3月生

■2歳児健診　3月25日（木）
午前9時30分～9時45分（受付）
対象…9年1月～3月生

健康相談

3月9日（火）
午前9時～11時30分
血圧測定、体脂肪測定等で健康の確認をしたり、健康づくりプランを相談したりします。また、病気の事等で心配のある人の相談に応じます。

離乳食講習会

3月15日（月）
午前9時30分～11時
対象…10年10月・11月生

母子健康手帳交付

3月16日（火）
午後1時～1時30分（受付）
持参する物…妊娠届出書、印鑑、健康保険証、口座番号（医療費振込の為）
＊歯科健診があります。

機能回復訓練教室

3月18日（木）
午後1時～3時30分
対象…機能回復訓練教室参加登録者
※参加希望の方は保健センターへ申し込みをしてください。

3月の休日当番医院

（診療時間　午前9時～午後5時）

日	当番医院	電話番号
7	富樫耳鼻科（亀田町四ッ興野1）	381-7373
14	片桐医院（亀田町水道町1）	381-3320
21	おおむら内科（亀田町四ッ興野2）	381-2121
22	西内科医院（横越）	385-4171
28	吉田医院（横越）	385-3731
4／4	ゆきよしクリニック（亀田町稲葉1）	382-3450

◎次の医院は、医師在院のときは、緊急を要する診療に応じます。

・亀田第一病院（亀田町西町2）
☎382－3111
・阿部医院（亀田町新明町5）
☎381－2045
・佐藤医院（亀田町下早通）
☎381－2878

■ 介護保険制度Q＆A（No.10）■

Q　介護支援専門員（ケアマネージャー）はどんな役割をするのですか？

A　介護支援専門員とは、保健婦や看護婦等の保健・医療・福祉の専門家のことで、「要介護認定」または「要支援認定」を受けた後、利用者の心身の状況に応じた適切なサービスが計画的・効果的に受けられるように、利用者の状態を把握し、サービス計画（ケアプラン）の作成やサービスの調整を行う等、高齢者とその家族を支援することが重要な役割となっています。

健康の窓

ぼくもわたしもキラリッ子

このコーナーでは、三歳児健診で、むし歯のなかったお子さんと保護者の方を紹介しています。

今月号は、平成七年十二月から平成八年一月生まれのお子さんです。

郷内　結花ちゃん　弘子さん（二本木下）

高橋　諒多ちゃん　智子さん（川根谷内）

豊島　千南ちゃん　淳子さん（横越中）

玉木　寛子ちゃん　康子さん（藤山）

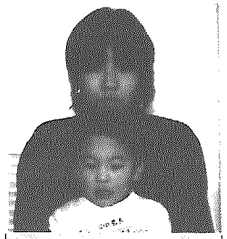

山口　杏太ちゃん　久美子さん（川根谷内）

◆胃がん検診日程表◆

対象地区	月日（曜）	会場	受付時間
沢海	4月2日（金）	農村環境改善センター	午前7時30分～午前10時
藤山駒込	4月5日（月）	藤山会館	
二本木	4月6日（火）	二本木勤労者体育センター	
小杉	4月6日（火）	小杉地区コミュニティーセンター	
木津	4月7日（水）	木津農業構造改善センター	
横越上 川根谷内	4月8日（木）	横越町保健センター	
横越中 横越下	4月9日（金）	横越町保健センター	

※焼山地区の方は、4月8日または9日の会場：保健センターで受診してください。
都合により、対象地区で受診できない方は、対象地区以外でも受診できますので、ぜひ受診してください。

健康シリーズ 44

もし家族が寝たきりになったら
～町の在宅福祉の紹介～

家庭内で老人の介護が必要となった時、奥さんやお嫁さんなど特定の人に、負担がかかりがちです。これでは長期の介護に無理がでてきますし、つい寝かせきりになりがちです。

そこで、家族の役割分担を決め、手際よく介護ができるように工夫しましょう。また、自分でできる事は自分でやらせて、必要以上に手をかけないこと。

これが自立を進め、介護者の負担を軽くすることにもつながります。

もし、家族だけでは大変な場合は、公的制度を積極的に活用しましょう。

在宅福祉制度

★保健婦による家庭訪問指導
家庭での介護方法・日常生活・機能訓練・諸制度の利用方法など、療養生活すべての相談に応じます。

★ホームヘルパー派遣事業
寝たきり・ひとり暮らし老人等で介護の必要な方のお世話をします。

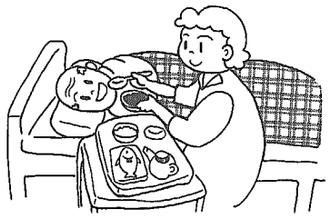

★デイサービス事業
寝たきり・虚弱老人等の方を日中お預かりして、各種のサービスを行います。

★ショートステイ事業
寝たきり等の方を特別養護老人ホームで短期間お預かりし、ご家族の休養等に喜ばれています。

★機能回復訓練
脳卒中後遺症等で症状が固定し、歩行が可能な方を対象に月一回程度実施しています。

★在宅寝たきり歯科診療
寝たきりで歯科受診ができない方に、歯科医師を派遣し、歯科治療を行います。

★日常生活用具の給付・貸与
寝たきりや体の不自由な方に、ベッド・床ずれ予防マット・車椅子等を給付・貸与します。

★オムツの支給・布団乾燥事業
在宅で常時オムツを使用している方に、オムツの現物支給をしています。また、布団乾燥も行います。

その他、老人緊急通報システム、介護手当て支給等いろいろな制度があります。手続きの方法や事業の詳しい内容について、保健センター・介護支援センター（☎三八五－五〇四五）まで気軽にお問い合わせ下さい。